五　酸化性物質、有機過酸化物
六　毒物及び病毒を移しやすい物質
七　放射性物質
八　腐食性物質
九　その他の有害物品（磁性物質、麻酔性、有毒性、あるいは他の類似な性質をもった液体又は固体で旅客又は運航乗務員に対し極度の不快感を与える物質）
（その他の受託制限）
第十条の三　次の各号に掲げる物品は、荷送人があらかじめその旨を明告するとともに、品目及び性状その他必要な事項を航空運送状に記載し、かつ、国際航空運送協会の貨物取扱マニュアルに定める梱包方法その他必要な手段を講じた場合に限り、受託することができる。ただし、当該マニュアルに定める運航者例外規定により受託を禁止しているときは、受託しない。
一　貴重品（次に掲げる品目のいずれかを含むものをいう。）
イ　運送に対する申告価額が一キログラム当り千米ドル又は相当額以上の品目
ロ　金、白金その他の貴金属及びその製品であって国際航空運送協会の規則で貴重品と定められたもの（金又は白金のメッキ製品を除く。）
ハ　紙幣、硬貨、有価証券、旅行者用小切手、切手、使用可能な状態の銀行カード又はクレジットカード
ニ　ダイヤモンド（工業用ダイヤモンドを含む。）、ルビー、エメラルド、サファイア、オパール、真珠（養殖真珠を含む。）及びこれらからなる宝飾品
ホ　金、銀又は白金からなる宝飾品
二　信書又は現行法で信書と定義された通信手段
三　遺体又は遺骨
四　変質、腐敗しやすいもの

○環境省告示第十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月二十九日

環境大臣　松本　龍

（受託しない物品）
第十条の四　運送又は輸出入が出発国、到達国、経由国又は通過国の法令又は規則により禁止されている物品、その他運送人が運送に不適当と認める物品は受託しない。

第十一条中「運送人が前条に掲げる物品」を「明告等第十条、第十条の二若しくは第十条の三の規定により荷送人が行う事項が不実、不正確若しくは不完全であった場合又は運送人が第十条の四に掲げる物品」に改める。

○気象庁告示第二号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧場所を告示する件（平成十三年三月二十一日気象庁告示第五号）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十九日

気象庁長官　羽鳥　光彦

東京都千代田区大手町一丁目三番四号　気象庁総務部総務課内

○運輸安全委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、平成二十年十月一日運輸安全委員会告示第四号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十六条第二項の規定に基づき、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び同条第一項第十号の帳簿の閲覧所を定めた件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月二十九日

運輸安全委員会委員長　後藤　昇弘

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（中央合同庁舎第二号館）　運輸安全委員会事務局総務課内

○環境省告示第十九号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月二十九日

環境大臣　松本　龍

表（2R，3aR，5aR，5bS，9S，13S，14R，16aS，16bR）－2－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシロキシ）－13－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イロキシ]－9－エチル－2，3，3a，4，5，5a，5b，6，9，10，11，12，13，14，16a，16b－ヘキサデカヒドロ－14－メチル－1H－as－インダセノ［3，2－d］オキサシクロドデシン－7，15－ジオン（別名スピネトラム－J）及び（2R，3aR，5aS，5bS，9S，13S，14R，16aS，16bS）－2－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシロキシ）－13－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イロキシ]－9－エチル－2，3，3a，5a，5b，6，9，10，11，12，13，14，16a，16b－テトラデカヒドロ－4，14－ジメチル－1H－as－インダセノ［3，2－d］オキサシクロドデシン－7，15－ジオン（別名スピネトラム－L）の混合物（別名スピネトラム）の項農薬の成分の欄を次のように改める。

（1S，2R，5R，7R，9R，10S，14R，15S，19S）－7－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシルオキシ）－15－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イルオキシ]－19－エチル－14－メチル－20－オキサテトラシクロ［10．10．0．$O^{2,10}$．$O^{5,9}$］ドコス－11－エン－13，21－ジオン（別名スピネトラム－J）及び（1S，2S，5R，7S，9S，10S，14R，15S，19S）－7－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシルオキシ）－15－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イルオキシ]－19－エチル－14－メチル－20－オキサテトラシクロ［10．10．0．$O^{2,10}$．$O^{5,9}$］ドコス－11－エン－13，21－ジオン（別名スピネトラム－L）の混合物（別名スピネトラム）

○環境省告示第十八号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月二十九日

環境大臣　松本　龍

表（2R，3aR，5aR，5bS，9S，13S，14R，16aS，16bR）－2－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシロキシ）－13－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イロキシ]－9－エチル－2，3，3a，4，5，5a，5b，6，9，10，11，12，13，14，16a，16b－ヘキサデカヒドロ－14－メチル－1H－as－インダセノ［3，2－d］オキサシクロドデシン－7，15－ジオン（別名スピネトラム－J）及び（2R，3aR，5aS，5bS，9S，13S，14R，16aS，16bS）－2－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシロキシ）－13－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イロキシ]－9－エチル－2，3，3a，5a，5b，6，9，10，11，12，13，14，16a，16b－テトラデカヒドロ－4，14－ジメチル－1H－as－インダセノ［3，2－d］オキサシクロドデシン－7，15－ジオン（別名スピネトラム－L）の混合物（別名スピネトラム）の項農薬の成分の欄を次のように改める。

（1S，2R，5R，7R，9R，10S，14R，15S，19S）－7－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシルオキシ）－15－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イルオキシ]－19－エチル－14－メチル－20－オキサテトラシクロ［10．10．0．$O^{2,10}$．$O^{5,9}$］ドコス－11－エン－13，21－ジオン（別名スピネトラム－J）及び（1S，2S，5R，7S，9S，10S，14R，15S，19S）－7－（6－デオキシ－3－O－エチル－2，4－ジ－O－メチル－α－L－マノピラノシルオキシ）－15－[（2R，5S，6R）－5－（ジメチルアミノ）テトラヒドロ－6－メチルピラン－2－イルオキシ]－19－エチル－14－メチル－20－オキサテトラシクロ［10．10．0．$O^{2,10}$．$O^{5,9}$］ドコス－11－エン－13，21－ジオン（別名スピネトラム－L）の混合物（別名スピネトラム）